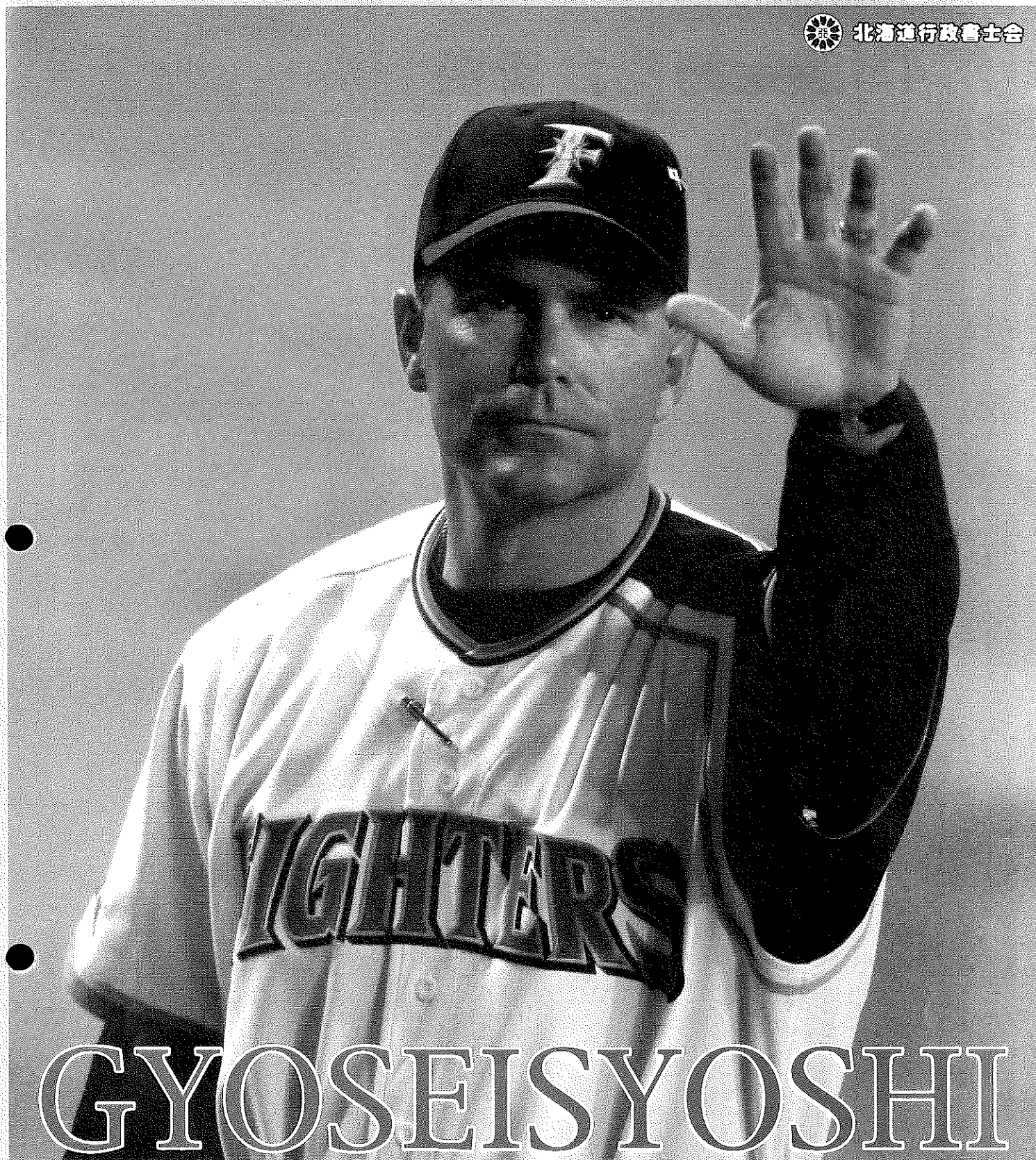




北海道行政書士会



GYOSEISYOSHI HOKKAIDO

行政書士北海道

2004年6月 No.263

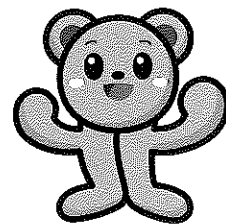
ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

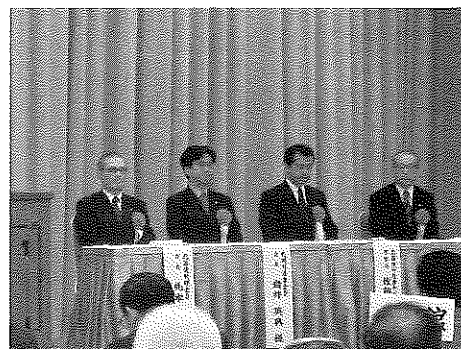
第45回定時総会
業務研修資料

第45回定時総会概要

平成16年5月28日午前10時からホテルライフオーツ札幌において、北海道知事 高橋はるみ様(代理：企画振興部 地域振興室長 成田一恵氏)他6人の来賓をお招きし、北海道行政書士会第45回定時総会が開催されました。出席代議員61名が白熱した論議が展開いたしました。



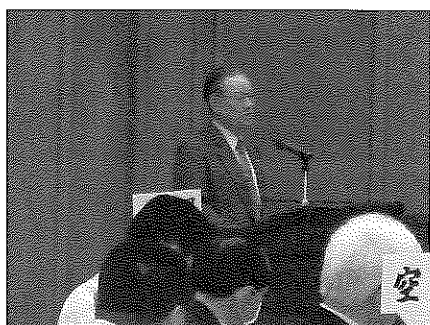
会場の様子



来賓の方々



深井会長挨拶



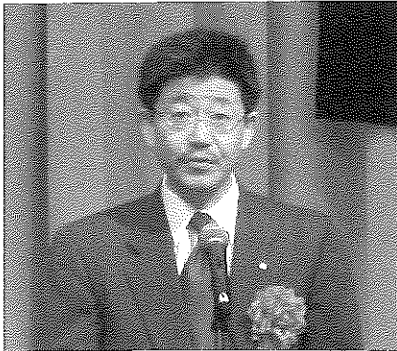
質問する代議員



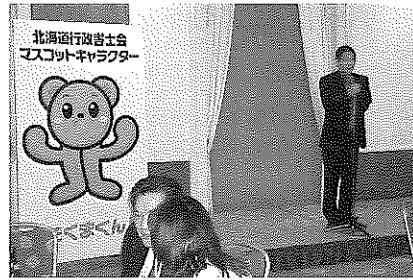
会場の様子

第45回定時総会概要	2～3
表紙の人物「有馬昭彦さん」インタビュー	4～7
コラム「みやげんの巧言令色鮮ナシ仁」	7
業務研修資料	8～17
除籍謄抄本の取り扱いについて	18～21

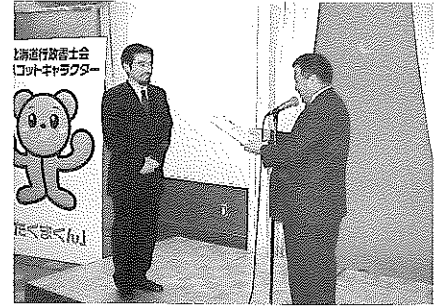
目次	
ショートコラム・1	21
ショートコラム・2	21
故 佐藤隆一名誉会長を偲んで	22
ショートコラム・3	22
ご逝去	23
編集後記	23



来賓挨拶する成田室長



キャラクター名の発表

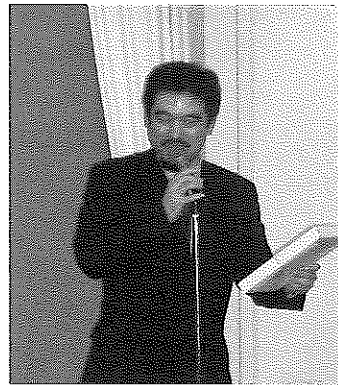


キャラクター命名表彰

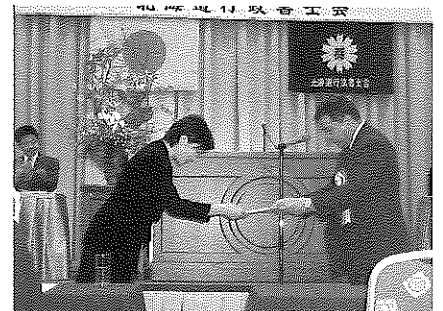
54名の北海道会会長表彰があり、代表として札幌支部成田会員が表彰状を受け取りました。



挨拶する成田会員



挨拶する宮元会員



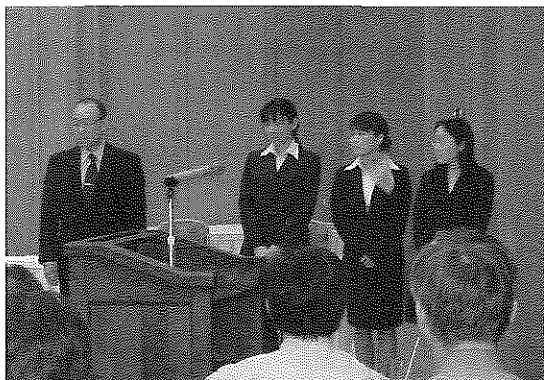
役員表彰



総会の様子

総会に引き続き、午後4時20分から、日本行政書士政治連盟北海道支部第23回定時大会が開催されました。

また懇親会の席上、先日決定しました北海道行政書士会 キャラクターを命名された札幌支部 宮元会員に記念品の贈呈式が行われました。



事務局職員の紹介



懇親会の様子

表紙の人物

北海道日本ハムファイターズ

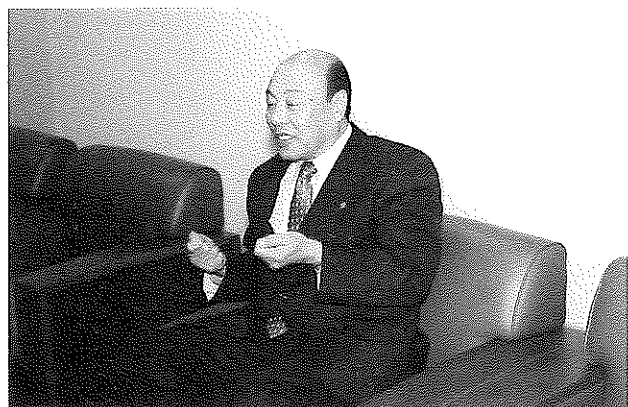
監督 **トレイ・ヒルマン** さん

〈インタビュー〉

株式会社 北海道日本ハムファイターズ

事業本部長 **有馬 昭彦** さん

1950年の東急フライヤーズ 54年より東映 62年に日本シリーズ制覇 73年日拓ホームを経て 翌74年日本ハムファイターズ 81年 親分こと大沢監督によりリーグ制覇 前年の木田勇投手に引き続き、この年は江夏豊投手がMVPを受賞。2004年よりフランチャイズを東京からここ北海道に移転し、最近（6月14日現在）パシフィック・リーグ第3位と、好調な北海道日本ハムファイターズの球団事務所にお伺いし、2年前から北海道日本ハムファイターズの実現にご尽力いただき、現在事業本部長の有馬明彦様にインタビューいたしました。



編 私たちにとっては待ちに待った北海道のプロ野球球団ですが、こちらにフランチャイズを移されるにはいろいろなお苦労があったことと存じます。

有 はい。何年前から西武さんもこちらに地盤がございましたし、準フランチャイズとして、札幌を考慮しておられたようですが、結果的には札幌ドームさんのほうから準フランチャイズで年間20試合よりも本格的なフランチャイズが欲しいという要請から、あるいは又北海道の皆さんがどうしても準フランチャイズよりも「オラがチーム」を持ちたい、創りたいという強い要望がありましたので、日本ハムさんで北海道に来ていただけないかとの要請がありました。またご存知のように首都圏はプロ球団が6つもありましたし、東京ドームは巨人との併用でしたので、北海道と日本ハム双方の考えがうまく合致したと思いますね。

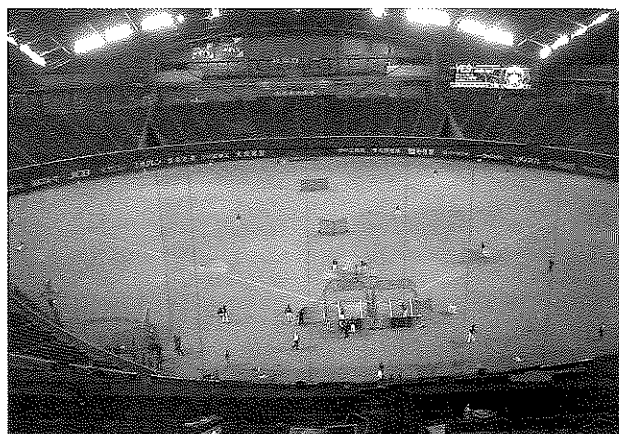
編 確かずいぶん以前仙台を準フランチャイズにした球団がありましたが、すぐに撤退してしまいましたね。

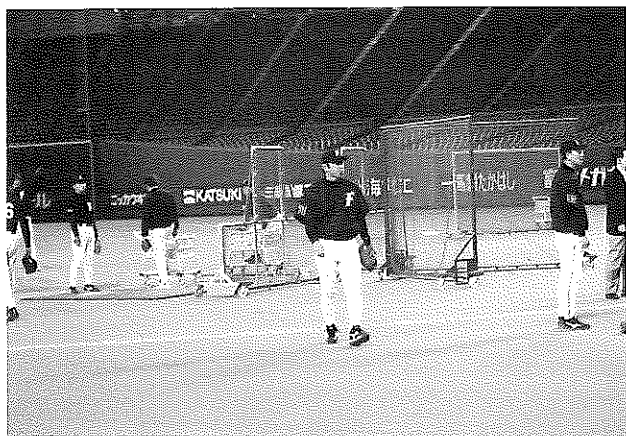
有 そうですね、旅人のようにあっちこっち行ったり来たりするのではなく、せっかく選手を始めみんなで来るのですから、しっかり腰を落착けてここに骨埋める覚悟がないといけませんよね。それに、北海道には今までフランチャイズはなかったですよ。それにも係わらず、野球に対する情熱というか思い入れは相当なものを感じますね。以前は社会人野球も強かったですし、力のある選手を多く輩出してきましたよね。プロ野球にしても巨人戦などとても熱狂的なファンがたくさんいて、ものすごく盛り上がりますよね。野球ファンが多いのでしょう。そこにプロ野球球団が出来れば必ず成功すると確信しています。

編 私も先日観戦に来ましたが、球場全体が大きな盛り上がりを見せていて楽しかったですね。

私はネット裏のシートでしたが、3塁側（ホームチーム）レフトスタンドの応援は物凄かったですね。1球1打に3万人の声援が飛びます。プロのスピード、テクニックなどテレビの画面やラジオでは体験できない感動ですね。

有 テレビ観戦と実際見に来るのでは、相当違いますでしょう。ホーム側の応援の物凄さにはいつも驚かさ





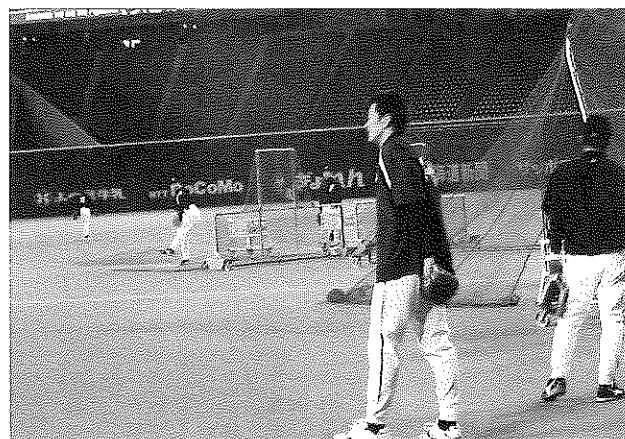
れます。こんなことで週末などは、ホーム側は埋まっています。それはとてもうれしい事なのですが、相手チームの側（ライト側 1塁側）がなかなか埋まってきましたね。首都圏の試合では相手チームのファンも多いですから、比較的観客動員数も増えますね。こちらでは中々そこまでは望めませんから、どうしても自分のところで席をすべて埋めなければなりません。球場全体が日本ハムファンで埋まらなければなりませんので、いろいろ企画しています。

編 そういった意味では福岡ドームはいいお手本ですよ。そのためにいろいろ企画を考えているかと存じますが、午後6時から始まる試合に間に合わない人のために、7時30分から入場でき、割安な「730チケット」も好評ですよ。

有 北海道の方のお仕事の環境とかドームの立地条件とか考えますと、6時に仕事が終わってもなかなか観戦に来られないサラリーマンの方も多いのかなと思ひまして仕事が終わって地下鉄で移動して大体7時30分くらいかなと考え企画しました。初めてのプロ野球観戦しかもナイター施設は初めてですよ。ナイターを見に行く慣習がなかったですよ。今までは仕事が終わってから家に帰ってテレビでナイターでも見るのか日課だった方たちが、どうすれば球場に足を運んでいただけるかな？いつもテレビで野球を観戦していた人たちが、球場に足を運びやすい設定で仕事帰りの方達がYシャツ姿でビールでも飲みながら声援を送る様子を想像していましたが、実際ふたを開けてみますと違いましたね。意外にもいったん自宅に戻って着替えられてから、球場にお見えになるかたが多いですね。地下鉄で来られる方、ドームの近郊の方も結構来られているみたいですよ。入場者も初めの頃の50人位か

ら先日は2,000人お見えになりました。今後もいろいろ考えて企画していきますよ。こちらは夏休みが短いと聞いていますがその時期に特別な企画を考えておりますのでご期待下さい。また皆様から面白いアイデアなどがあれば積極的に採用していきたいと思っておりますので、お気軽にご意見をお寄せくださいませ。

球団としては、ここに来ると野球が見られるのはもちろんのこと、それ以外にも、おいしい食事ができたり、早めに家族連れで来ても子供が飽きずに楽しめるような施設があったり、デーゲーム終了後に勝利の余韻を味わえるような施設があったり、ホテルがあったりその他いろいろな楽しみのある「ボールパーク」の構想もあります。これはこれだけの広さのあるところですから実現の可能性が高いのですが、首都圏などではとても考えられないことです。こんなこともひとつのサービスなのですよ。われわれの考える「ファンサービス・ファースト」です。うちの選手は本当に気軽にサインに応じていますし、とてもファンを大切にしています。東京にいたときには考えられないほどファンの方を見えていますね。こんなにできるのなら、東京にいたうちからやれよな、と思える程です。



表紙の人物

編 最寄の地下鉄駅から少し距離があるのが気になりますが、行政側も本腰を入れて例えば地下鉄を延長するとか考えていただきたいものですね。

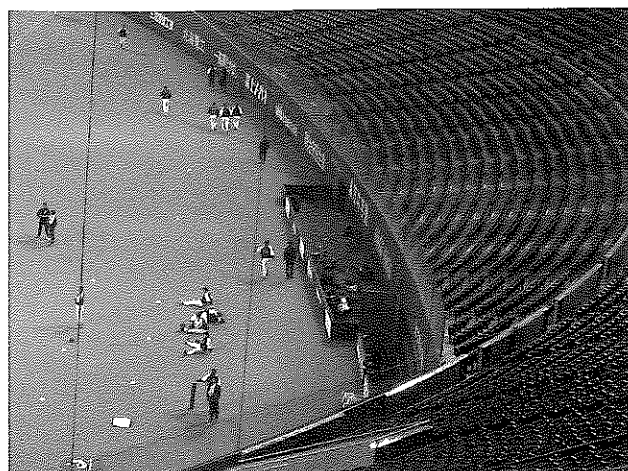
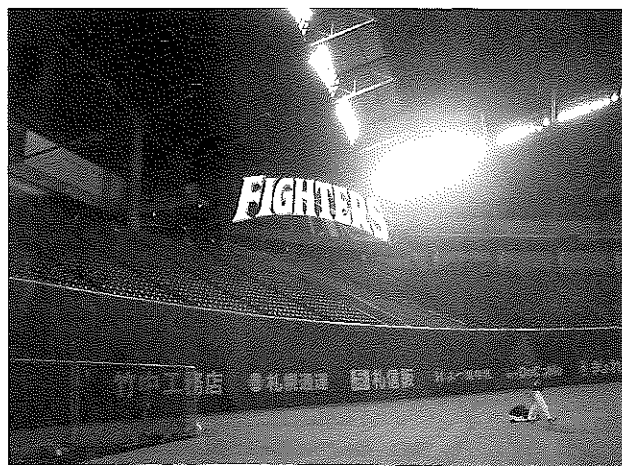
有 そうですね、やはり我々と一緒に頑張っていかないとなりませんね。どちらがどう頑張るというよりも、みんなで盛り上げていこうとしていかないとけませんね。

編 話は変わりますが、東京ドームを後にするときは、大変だったのではないですか？

有 あそこでは30年の歴史がありました。東急時代からからずっと長い間ファンの方も大勢いらっしやいましたし、去るときには移転反対運動もありました。ドーム周辺の駅で移転反対の署名を集め、それを元にその代表者と話し合いも致しました。それは球団の運営方法が悪いとかファンのほうが悪いとか、いろいろな話をしましたが最終的に納得はしないけれども行くのであれば北海道でしっかり頑張っただけいい。東京でゲームがあるときはしっかり応援に行きます、とのことでした。

編 北海道のファンも東京のファンの方たちがこれほど愛しているチームを引き継いでいるのですから、その思いをしっかりと受け止めなければなりませんね。そういった方たちの強い思いの分も私たち北海道のファンの双肩にかかっているんだぞと自覚しなければなりませんね。恥ずかしいまねはできませんね。

有 そう思っただけだと光栄です。しかし昨年のドーム最終戦のときに泣きましたよ。私たちはファン



のこと大切にしてきた自負があります。例えば球団マスコット（ギョロタン）をいち早く登場させたには日本ハムでしたし、日本ハムになったとき（30年前）日本で始めて「少年ファイターズ」という小学生等対象のファンクラブを結成いたしました。球団のグッズとかいろいろな特典を用意しました。当時3万人から4万人くらいいましたかね。考えてみればそのころのファンが大人になり自分の子供をつれて野球を観に来る年齢ですよ。ありがたい話です。東京はそんなことでいろいろありましたが、先月の東京ドームの入場者数も3万人を超えました。

編 日本ハムはファームが強いのでこれから強くなるチームと思っていますがいかがでしょうか？

有 ええ、ヒルマン監督はニューヨークヤンキース出身です。以前は日本ハムとヤンキースは業務提携しておりまして、その頃ヒルマン氏がヤンキースのコーチをしていました当時、結構多くのOBが選手育成教育のため（コーチになる）武者修行に行っております。その成果が少しずつファームや若手選手に現れてきているのでしょう。

編 メジャーリーグのダイヤモンドバックスは球団創設の翌年（1999年）、大型補強をしてナ・リーグを制していますが、2001年のワールドシリーズチャンピオン2002年のリーグ制覇のときは所謂自前の選手が中心になって勝ち続けましたよね。

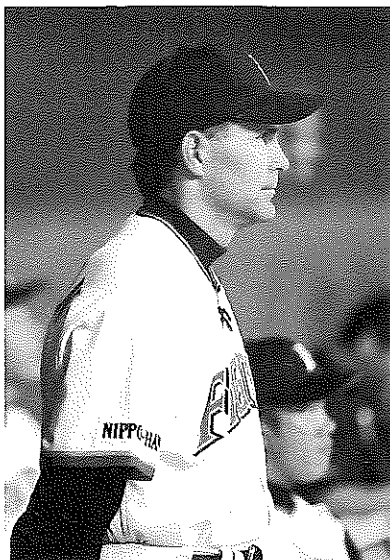
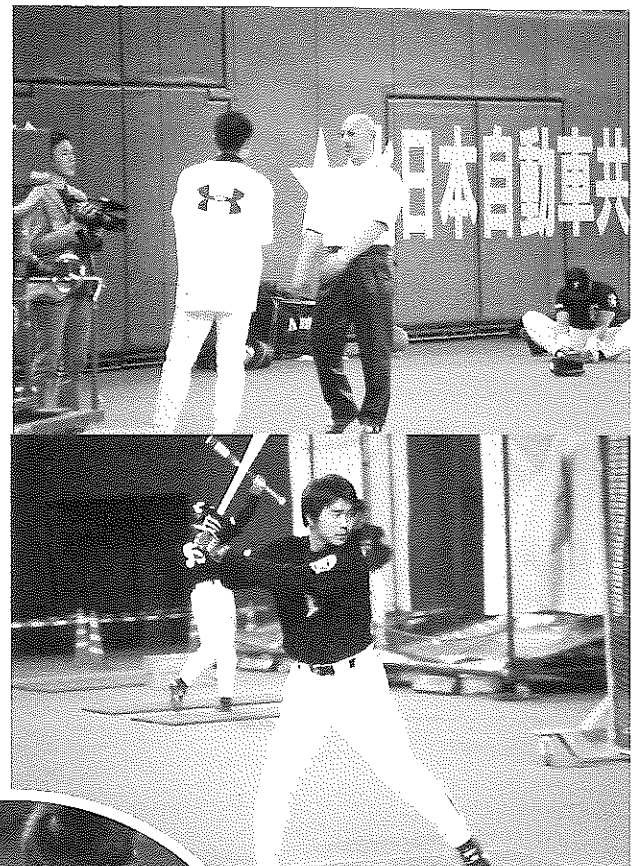
有 理想的には、FAなどでいい選手を集めて強いチームを造ればいいのかもしれませんが、なかなかそうは出来ません。現在我々はそのダイヤモンドバックスと業

務提携しています。まさにあのチームづくりがお手本です。若手の選手や現在ファームにいる選手がしっかりと育って、強いチームを造りたいと考えています。

編 あのユニフォーム、カッコいいですね。とても評判いいですよ。

有 あれは、シアトルマリナーズのユニフォームをデザインしたアメリカのSME社様にお願いしたものです。この球団のロゴも赤いところは情熱、青いところは北海道の空、星は北斗七星、褐色は北海道の大地を現しています。

北海道民の皆様はとても期待しています。日本シリーズを札幌ドームで観戦できることを期待しています。



コラム みやげんの巧言令色鮮ナシ仁

年金改正法案が成立しました。元々公的年金は勤労者層が尊属の年金を循環的に負担するライフサイクルにより賄われるはずでありました。ところが、現在未熟練者・未組織者のいわゆるフリーターが400万人おり、彼らにより将来愕然とするであろう結果についてどれほどの「大人たち」が考えているのでしょうか。また、終身雇用制・年功序列制は総じて崩壊し今までの日本を支えてきた「経営家族主義」は消え、IT社会も相まってアウトソーシングとかワークシェアリングという横文字社会ばかりが台頭しております。これらも年金制度をさらに複雑にして、やがて来る老後を漠然とした不安なものに駆り立てております。そして最も悲しきは、この制度に何の疑問もなく、言われるまま真面目に払っている若者達ということになりましょうか。日本国憲法は「公共の福祉」を謳っております。

しかし、それさえも歪んで思える今日この頃です。

経営規模等評価証明書、総合評定値請求書の書き方について

企画開発部長 吉村 学

経営事項審査につきましては、平成 16 年 3 月より申請書の様式が変更になりましたので、企画開発部よりご案内いたします。

主な変更点は 申請書がB4版からA4版に変わり、記載項目が変更になりました。もう一点として、種

別完成工事高の対象期間の考え方が、基準決算から営業年度に変わりました。記載例を掲載いたしますので、皆様の業務の一助になれば幸いです。

経営規模等評価申請書等

- ① 平成 15 年度までと同じ内容の結果通知書が必要なときは「経営規模等評価再審査申請書」を二重線で消す。
- ② 会社名、代表者名(事業主名)を記入。法人は代表者印、個人は実印で押印。登記上の住所と実際に営業所のある所在地が異なる場合は、実際に営業所のある所在地を記入。代理人の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入。
- ③ 申請時に有効な許可番号、許可年月日を記入。数字は右詰で記入し、左余白は「0」で埋める。大臣コード「00」北海道知事コード「51」
- ④ 直前の決算日を記入。
- ⑤ 平成 15 年度までと同じ内容の結果通知書が必要なときは「1」を記入(コード表 1 参照)。
- ⑥ 左側 2 つのカラムは、決算時期によりコード表 2 のコードを記入。右側 2 つのカラムは合併、譲渡、外国企業等のとき記入。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- ⑦ (株)・(有)などの法人の種類を表す文字を除いた会社名をカタカナで記入。濁音、半濁音は「ギ」「バ」のように 1 つのカラムに記入。個人事業主は姓と名を 1 カラム空ける。

(例) (株) 甲建設
乙建設 (有)

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合名会社	(名)
有限会社	(有)	協同組合	(同)
合資会社	(資)	協業組合	(業)
		企業組合	(企)

- ⑧ 申請時現在の状況を記入。個人事業主は姓と名を 1 カラム空ける。
- ⑨ カタカナで記入。濁音、半濁音は 1 つのカラムに記入。姓と名は 1 カラム空ける。
- ⑩ 申請時現在の状況を記入。姓と名は 1 カラム空ける。
- ⑪ 別表コード表を参照して記入。
- ⑫ 「丁目」「番」「号」等はハイフンで記入。
- ⑬ 市外局番からハイフンでつなぐ。
- ⑭ 申請時に有効な建設業許可を記入。一般建設業は「1」、特定建設業は「2」を記入。
- ⑮ 評価対象とする業種に「9」を記入。審査手数料、工事種類別完成工事高の数と一致。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二）

(用紙A4)

20001

① → 経営規模等評価申請書
 経営規模等評価再審査申請書
 ↓ 総合評定値請求書

平成 16 年 7 月 1 日

建設業法第27条の26第2項に規定により、経営規模等評価の審査の申請をします。

~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申請をします。~~

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

札幌市中央区北4条西7丁目
 株式会社 スーパースターズ建設

北海道開発局長

北海道知事

高橋 はるみ

殿

②

申請者

代表取締役 山田 太郎

印

行政庁側記入欄	項 番	請求年月日	支庁コード	整理番号
申請年月日		平成 01 年 00 月 00 日	01	000000

申請時の
許可番号 ③ 02 知事コード 01 国土交通大臣 北海道知事 許可 (一般 12) 第 012345 号 許可年月日 11 平成 12 年 06 月 06 日

前回申請時の
許可番号 03 知事コード 01 国土交通大臣 知事 許可 (一般 00) 第 000000 号 許可年月日 11 平成 00 年 00 月 00 日

審査基準日 ④ 04 平成 16 年 03 月 31 日

申請等の区分 ⑤ 05 1

処理の区分 ⑥ 06 00 00

法人又は個人の別 ⑦ 07 1 (1. 法人 2. 個人)

商号又は名称
のフリガナ ⑧ 08 スーパースターズケンセツ 00000000000000000000

商号又は名称
のフリガナ ⑨ 09 (株) スーパースターズ建設 00000000000000000000

代表者又は個人の氏名
のフリガナ ⑩ 10 ヤマダ タロウ 00000000000000000000

代表者又は個人の氏名 ⑪ 11 山田 太郎 00000000000000000000

主たる営業所の所在地
市区町村コード ⑫ 12 01101

主たる営業所の所在地 ⑬ 13 北 4 条 西 7 00000000000000000000

郵便番号 ⑭ 14 060-0001 電 話 番 号 ⑮ 15 011-221-1221

上建大左と石屋電管タ鋼筋舗しめ板ガ塗防内機絶通園井具水消清

許可を受けている
建設業 ⑯ 15 11111111111111111111 (1. 一般 2. 特定)

経営規模等評価
対象建設業 ⑰ 16 99999999999999999999 (9. 審査対象建設業)

- ⑯ 自己資本額は「基準決算」「2期平均」が選択できる。「1」を選択したときは左側のコラムに右詰で千円以下を切り捨てて記入。金額がマイナスのときは「△」ではなく「-」と記入。
- ⑰ 自己資本額で「2」を選択したときは右側のコラムに右詰で千円以下を切り捨てて今期の自己資本額を上段に、前期の自己資本額を下段に記入し、合計額を2で除したものを小数点以下を切り捨てて左側のコラムに記入。
- ⑱ 職員数は「審査基準日」「直前の審査基準日」が選択できる。技術職員の数、審査基準日現在の技術職員名簿の数と一致する。建設業に従事する職員数は審査対象「1」を選択した場合は、「総職員数」一覧表「審査基準日」の小計の人数を右詰で記入。「2」を選択した場合は、「総職員数」一覧表「審査基準日」の小計と「直前の審査基準日」の小計を平均した人数を小数点以下を切り捨てて右詰で記入。「前回の技術職員名簿提出」の有無で「1」を選択する場合は、前回経営事項審査を受けていないで、今回「審査対象」で2期平均を選択した場合のみ。
- ⑲ 決算報告書「許可の年数」と照合。決算報告書「最初に許可を受けた年月日」と経審申請書「初めて許可を受けた年月日」が同一である事を確認。
- ㉔ (財)建設業情報管理センターの番号は「000001」
- ㉕ 行政書士が代行の場合、必ず余白に表示。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの営業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した営業年度について申請するとき (例1) 申請に係る営業年度の直前の営業年度が平成15年3月31日に終了した場合で営業年度の変更に より平成15年12月31日に終了した営業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
04	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日(平成16年3月31)より前の日(平成15年11月1日)に申請するとき
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業団地を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合

申請者 株式会社 スーパースターズ建設

自己資本額 ⑬ 項番 3 5 7 0 1 3 (千円) 2 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	1770032 (千円)
基準決算の前期決算	1080626 (千円)

職員数 ⑭ 審査基準日における技術職員の数 建設業に従事する職員の数 審査対象 前回の技術職員名簿提出の有無

⑭ 1 8 3 5 (人) 9 10 9 (人) 1 (1. 審査基準日 2. 2期平均) 2 (1. 有 2. 無)

総職員数	建設業に従事する使用人	常勤の役員等	小計 (建設業に従事する職員の数)	兼業事業に従事する使用人	合計
審査基準日	6人	3人	9人	人	9人
直前の審査基準日	人	人	人	人	人

営業年数 ⑮ 1 9 3 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 平成 12年 6月 6日	年 月	

登録経営状況分析機関番号 ⑯ 2 0 0 0 0 0 1 経営状況分析を受けた機関の名称 財団法人 建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先 所属等 総務部 氏名 山田 サチ子 電話番号 011-221-1221

⑰ 平成 年 月 日 本書類作成
行政書士 ○○ ○○ 職印
電話 △△△-□□□□

工事種別完成工事高

- ①「完成工事高計算基準の区分」は申請者が選択できる。「2年平均」は「1」、「3年平均」は「2」を記入。
- ②「2年平均」を選択したときは、前審査対象営業年度の期首の年月を記入。
「3年平均」を選択したときは、前々審査対象営業年度の期首の年月を記入。
- ③「経営規模等評価対象建設業」で「9」を記入した業種と同じ業種名を記入。建設業許可 28 業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の3業種は内訳業種がある。内訳業種の完成工事高がない場合は「0」を記入する。

業種名	業種コード	内訳業種名	業種コード
土木一式	010	PC	011
とび・土工	050	法面処理	051
鋼構造物	110	鋼橋上部	111

- ④コード表より記入。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	さく井工事
051	法面処理工事	050	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	060	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事		
090	管工事	190	内装仕上工事		

- ⑤「2年平均」を選択したときは、前審査対象営業年度の完成工事高を記入。「3年平均」を選択したときは、「完成工事高計算表」の前審査対象営業年度の完成工事高と前々審査対象営業年度の完成工事高の平均金額（消費税抜きの金額を千円未満切捨て）
- ⑥審査基準日で決算した完成工事高を消費税抜きの金額で千円未満を切り捨てて記入。
完成工事高は一部専門工事から一式工事へ、一部専門工事間で振替えることができる。
- ⑦経営規模等評価対象業種以外で建設業許可を受けた建設工事の完成工事高と許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額を記入。複数枚の用紙にわたる場合は、最後の項にのみ記入。
- ⑧該当箇所に○をつける。「有」を選択の場合、契約後VEによる契約額の減額の全額が証明できる書類（契約額変更の契約書等）により確認。

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種類別完成工事高

申請者 株式会社 スーパースターズ建設

営業年度 順番 31	(審査対象営業年度の 前審査対象営業年度又は前々審査対象営業年度) 自13年04月 至15年03月② <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>14年 4月～15年 3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>13年 4月～14年 3月</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	14年 4月～15年 3月	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	13年 4月～14年 3月	(審査対象営業年度) 自15年04月 至16年03月② 完成工事高計算 基準の区分 ① 1. 2年平均 2. 3年平均
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	14年 4月～15年 3月					
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	13年 4月～14年 3月					
工事の種類 ③ 土木 工事	④ 業種コード 工事種類別完成工事高⑤ 320100.0000.556.243 (千円) 完成工事高計算表 <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>⑤ 260,110</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>⑤ 852,376</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	⑤ 260,110	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	⑤ 852,376	工事種類別完成工事高 16.000.374.090 (千円) ⑥
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	⑤ 260,110					
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	⑤ 852,376					
PC 工事	320110.0000.290.000 (千円) 完成工事高計算表 <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>450,000</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	13,000	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	450,000	16.000.000.000 (千円)
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	13,000					
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	450,000					
とび・土工 工事	320500.0000.543.480 (千円) 完成工事高計算表 <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>372,389</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>714,571</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	372,389	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	714,571	16.000.227.100 (千円)
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	372,389					
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	714,571					
法面 工事	320510.0000.000.000 (千円) 完成工事高計算表 <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td>0</td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	0	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	0	16.000.000.000 (千円)
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	0					
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度	0					
⑦ その他 工事	33 その他 3.000.000.000 (千円) 完成工事高計算表 <table border="1"> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象営業年度の 前審査対象営業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象営業年度の 前審査対象営業年度		審査対象営業年度の 前審査対象営業年度		13.000.000.000 (千円)
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度						
審査対象営業年度の 前審査対象営業年度						
⑧	34 合計 3.001.099.723 (千円)	13.001.601.190 (千円)				
⑧ 契約後 VE に係る完成工事高の評価特例 (1. 有 2. 無)						

技術職員名簿

- ①「20001」帳票の項番 18「審査対象」を「1」とした場合、「1」を選択し、今期の「技術職員名簿」のみを作成。

「20001」帳票の項番 18「審査対象」を「2」、「前回の技術職員名簿提出の有無」を「2」とした場合、「1」を選択し、今期の「技術職員名簿」のみを作成。

「20001」帳票の項番 18「審査対象」を「2」、「前回の技術職員名簿提出の有無」を「1」とした場合、次の2つから選択する。

- ・新規申請、継続申請で前回の審査から今回の審査の間に業種追加をした場合「1」を選択して作成した今期の「技術職員名簿」と「2」を選択肢作成した前期の「技術職員名簿」の2種類の名簿が必要
- ・継続申請で前回の審査から今回の審査の間に許可権者を変更した場合、「1」を選択して作成した今期の「技術職員名簿」と受付印のある前回経営事項審査「技術職員名簿」を添付

- ②右詰で記載し、空のコラムに「0」を記載。1枚目は「001」。

- ③審査基準日現在建設業に従事する技術職員（常勤役員＋常勤使用人）を記入。

＜常勤性確認書類（次のうちいずれか）＞

☐雇用保険資格喪失届入力表

「被保険者種類、区分」欄が「1」である一般被保険者。ただし、短期雇用者であっても審査基準日現在被保険者となった日から1年を経過している者

☐社会保険被保険者標準報酬決定通知書

当年度未着の事業所は、前年度分で確認

☐社会保険・雇用保険未加入の場合、賃金台帳1年分、源泉徴収簿等

- ④「技術職員資格区分コード表」を参照の上記入。1名で有資格者区分コードを2行以上使うときは「記号」のアルファベットを二重線で消しその下に「+」を記入。新規記載者のみ、免許証等の原本確認。携帯義務のある資格免許証等（電気工事士・消防設備士）に関しては、「写し」による確認を原則とする。

- ⑤「有資格区分コード」に001～004を記入した場合、「実務経験者担当業種一覧」からコード番号を記入。1名で有資格コードを2行以上使う技術者で資格区分コード001～004がある場合、「実務経験者担当業種コード」は2行目に記入。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事業		

- ⑥監理技術者証交付番号を記入。

別紙二

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

申請者 株式会社スーパースターズ建設

① 当期 ・ 前期区分 6 1 1 1. 審査基準日
2. 直前の審査基準日

② 頁 数 8 2 0 0 1 頁

氏 名 ③	生 年 月 日	記号 ④	有資格区分コード ④	実務経験者 担当業種 コード ⑤	資格者証交付番号 ⑥
山田 太郎	昭48. 5. 3	6 3 A	1 3 3		
岩鬼 正美	昭49. 4. 1	6 3 B	1 3 3		
里中 悟	昭49. 2. 26	6 3 C	2 1 4		
殿馬 一人	昭48. 9. 10	6 3 D	2 1 4		
微笑 三太郎	昭50. 3. 30	6 3 E	0 0 2	0 1	
		6 3 F			
		6 3 G			
		6 3 H			
		6 3 I			
		6 3 J			
		6 3 K			
		6 3 L			
		6 3 M			
		6 3 N			
		6 3 O			
		6 3 P			
		6 3 Q			
		6 3 R			
		6 3 S			
		6 3 T			

その他審査項目（社会性等）

- ① 適用事業所で申告書は審査基準日より1年以内、領収書は審査基準日を含む期の裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」、同居親族等で構成、社員全員出向者の場合「2」を記入。
裏付資料・・・雇用保険資格喪失届入力票（原本）、保険料領収書でも可。
- ② 納付目的月が審査基準日の裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」、個人経営事業所で従業員常時5人未満等、社員全員出向者の場合「2」を記入。
裏付資料・・・被保険者標準報酬決定通知書（原本）
健康保険組合、保険料領収書（原本）
- ③ 審査基準日直前1年間で直接労働者に賃金を支払わない数。不払いがない場合カラムに右詰「0」を記入、左空欄は空白にする。
- ④ 審査基準日直前1年以内の裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」を記入。
裏付資料・・・加入・履行証明書（共済契約年月日が基準日以前であること、決算日及び決算期間に基準日を含むこと）
共済契約者証、掛金領収書
- ⑤ 納付目的年月日が審査基準日を含む、届出日が審査基準日直前1年以内の裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」を記入。
裏付資料・・・就業規則（常時10人以上の労働者を使用する場合。労働基準監督署届出済のもの。退職金制度の発効日が審査基準日前のもの）
労働協約（写しで可）
退職金共済契約書
- ⑥ 審査基準日直前1年以内に加入締結した裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」を記入。
裏付資料・・・加入証明書（厚生年金基金加入の事業所）
適格退職年金契約書
- ⑦ 審査基準日直前1年以内の日付の裏付資料がない場合「0」、ある場合「1」を記入。
裏付資料・・・建設労災補償共済制度加入証明書
全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書
保険証券（下記の特記事項すべてを満たすもの）
（1）業務災害及び通勤災害を含み、下請人も担保するもの
（2）労働保険の障害等級が1級から7級まで対象とするもの
（3）審査基準日が契約保険期間に含まれること
準記名式普通傷害保険の場合は、特記事項明細書を含む保険証券と労働保険概算確定保険料申告書、領収済通知書等も必要
- ⑧ 審査基準日の属する年（1月1日～12月31日）の前年、前々年国内建設工事業務災害死亡者、負傷者数を記入。ゼロの場合もカラムに「0.00」と記入。
- ⑨ (1) 欄は自社（申請事業所）が元請の労災 (2) 欄は元請を除く自社の従業員の労災 (3) 欄は申請者の下請けをした事業所の直接の従業員の労災。負傷の場合は4日以上休業をしたもの。ゼロの場合も「0」と記入。
- ⑩ 1級・2級建設業経理事務士数（3級は平成16年4月以降の申請から審査対象外）を記入。任意の書式で経理事務士名簿を2部提出（1部は支庁用、1部はチェック後受領印を押印し返却）。

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

申請者 株式会社スーパースターズ建設

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	① 4 1	1	(0. 無、 1. 有、 2. 適用除外)
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	② 4 2	1	(0. 無、 1. 有、 2. 適用除外)
賃金不払の件数	③ 4 3	0 件	
建設業退職金共済制度加入の有無	④ 4 4	1	(0. 無、 1. 有)
退職一時金制度導入の有無	⑤ 4 5	1	(0. 無、 1. 有)
企業年金制度導入の有無	⑥ 4 6	1	(0. 無、 1. 有)
法定外労働災害補償制度加入の有無	⑦ 4 7	1	(0. 無、 1. 有)

工事の安全成績

	項 番	前 年	前々年
業務災害による死亡者の数 ⑧	4 8	0 0 0 (人)	0 0 0 (人)
		前 年	前々年
業務災害による負傷者の数 ⑨	4 9	0 0 0 (人)	0 0 0 (人)

業務災害の種類	(1)	(2)	(3)	合 計
業務災害による 前 年	0 人	0 人	0 人	0 人
死 亡 者 の 数 前々年	0 人	0 人	0 人	0 人
業務災害による 前 年	0 人	0 人	0 人	0 人
負 傷 者 の 数 前々年	0 人	0 人	0 人	0 人

建設業経理事務士等数 ⑩

	項 番	
一級建設業経理事務士等の数	5 0	0 0 0 (人)
		二級
二級及び三級建設業経理事務士等の数	5 1	0 0 1 (人)
		三級
		0 0 0 (人)

除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本の掛紙の取り扱いについて(お知らせ)

総務部長 篠原 賢吾

札 地 戸 第 239 号

平成16年5月21日

北海道行政書士会会長 様

札幌市市民局

地域振興部長 石原 徹



除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本の掛紙の取り扱いについて (お知らせ)

平素より、本市行政へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、従来から、ご請求いただいた除籍及び改製原戸籍(以下「除籍等」という。)に掛紙がある場合は、掛紙部分を切り貼りして除籍等の謄抄本を証明発行いたしております。

平成15年3月に全区完了した戸籍の電算化により、除籍等をイメージデータにより磁気ディスクで管理することとなった後も、同様に紙に出力したイメージデータの掛紙部分を切り貼りして証明発行いたしております。

この度、法務省民事第一課長からの通知により、出力したイメージデータを切り貼りすることなく、出力したままの形状で証明発行することが認められたことを受けて、本市におきましても、証明発行の迅速化、事務処理の効率化を図るため、従来の取り扱いを変更し、下記の通り取り扱いことといたしましたので、貴会の会員あて周知下さるようお願いいたします。

記

1 実施対象

イメージデータにより磁気ディスクに記録されている電算化実施前の除籍及び改製原戸籍のうち身分事項欄、戸籍事項欄の一方又は双方に掛紙があるものの謄抄本。

なお、身分事項欄及び戸籍事項欄以外(本籍欄、名欄等)に掛紙があるものは対象外とし、従前の方法により発行する。

2 変更後の取り扱い(別紙「イメージ図」参照)

(1) 掛紙部分の証明方法

- ・ 掛紙部分の記録を別用紙(以下「掛紙用紙」という。)に出力する。
- ・ 掛紙用紙の掛紙部分以外の身分事項欄は白紙とする。
- ・ 掛紙用紙にも名欄については全て記載する。

(2) 掛紙用紙の編綴方法

- ・ 掛紙用紙は掛紙するべき用紙の次に編綴する。
- ・ 掛紙用紙が複数枚ある場合は記載内容の古いものから順番に編綴する。

(3) 認証文

- ・ 本取り扱いにより謄抄本を発行する場合は通常の認証文の次に「この除籍(改製原戸籍)は、磁気ディスクから発行されたものである。」と付記する。
- ・ 認証文は必ず最終ページに付す。(最終ページが掛紙用紙となる場合は、掛紙用紙に認証文を付す。)

3 実施時期

平成16年6月1日(火)から実施する。

【担当：札幌市市民局地域振興部戸籍住民課調整係 菅 TEL211-2296】

変更前1葉目

記載事項										記載事項										契印 記載事項 ※本欄を用い尽くしたため、記載事項を掛紙に継続										除籍 籍本 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇〇番地 氏名 甲野 良和									
寛之										由美子										良和										甲野 良和									
母 父 由美子 甲野 良和 男 長										母 父 ふみ 乙野 太郎 女 長										母 父 みよ 甲野 次郎 男 長																			
平成参年拾月貳拾参日										昭和四拾参年七月拾五日										昭和参拾六年八月拾日																			

変更前2葉目

この謄本は、除籍の原本と相違ないことを認証する。
 平成〇〇年〇月〇〇日
 北海道札幌市〇〇区長 札幌

太郎

職印

記載事項										記載事項										記載事項										記載事項									
健										聡										健										聡									
母 父 由美子 甲野 良和 男 参										母 父 山美子 甲野 良和 男 参										母 父 由美子 甲野 良和 男 式																			
平成五平式月拾参日										平成八年八月八日																													

變更後 1 葉目

[illegible]

変更後 2 葉目 (掛紙用紙)

[illegible]

変更後 3 葉目

この縮本は、除籍の原本と相違ないことを証する。
この除籍は、磁気ディスクから発行されたものである。
平成〇〇年〇月〇〇日
北海道札幌市〇〇区良 札幌

太郎

職印

記載事項				記載事項			
里	母	父	里	里	母	父	里
				平成八年八月八日	由美子	甲野良和	健一
				聡	男	参	男 式

コラム ショートコラム・1

旭山動物園が、また脚光を浴びていますね。竹中大臣が、企業再生の手本にしたいとコメントしたそうですが、全国の動物園・水族館でこのような観客動員数復活は例がないそうです。6月6日より新たにアザラシ館がオープンし、ますます注目されそうです。

動物園は、動物が檻に入れられて可哀想と言う意見もありますが、歴史を遡るとローマ帝国時代には動物園の

形が存在していたそうです。動物園は、人間の生活するところに必ず存在するもの、人間にとって必要なものなのです。それは、人間も動物であり、他の動物といくと安らぎを覚える性質を持っているからと、旭山動物園の園長に伺いました。人間のため、そして動物園にいる動物のためを考えて作られたのが今の旭山動物園です。この身近なお手本は、北海道を元気にする財産ですね。(T)

コラム ショートコラム・2

オリンピックが開催される頃の天の川にデネブ・アルタイル・ベガからなる大きな三角形があります。夏の大きな三角形と呼ばれ、その中で最も明るい光を放つベガはこ座を形成しています。豎琴の名手であったオルフェウスはエウリディゲと結婚しましたが、結婚してまもなくエウリディゲは毒蛇にかまれて死んでしまいます。オルフェウスは嘆き悲しみ、妻を取り戻すため死の国へと向かいました。彼の行く手には様々な怪物がいましたが、彼の奏でる豎琴の音色に怪物たちはたちまちおとなしくなり、ついには死の国の王ハデスのもとにたどり着きました。オルフェウスは妻を返してくれるようハデスに願いましたが、ハデスは聞き入れません。しかしオルフェウスが豎琴を

奏でるとハデスは心を動かされ、地上に戻るまで絶対後ろを振り返らない条件で妻を連れ戻す事を許したのです。暗くて長い道のりをオルフェウスは引き返していき、地上の光が見えました。オルフェウスは妻に「ここまで来れば大丈夫だ」と話しかけました。ところが返事はありません。急に不安になったオルフェウスは後ろを振り向きました。そこには確かにエウリディゲが立っていました。エウリディゲは来た道を吸い込まれるように引き戻されてしまいました。悲しんだオルフェウスは身を投げ、ゼウスが琴を拾い上げ星座にしたのです。アジアでもベガは織姫星として悲しい星です。夏の夜空で最も明るく輝く星がアジアでもギリシアでも悲しい星なのです。(N)

故 佐藤隆一名誉会長を偲んで

会長 深貝 亨



佐藤 隆一 名誉会長

あまりにも急な訃報でしたから、今でも、眼鏡を少し押し上げながら、ゆっくりと語りかけてきそうな、そんな錯覚に見舞われます。亡くなられた日は、北海道行政書士会の定時総会前日ということで、きっと全道から参集した役員、代議員のみなさまを、そして本会の行く末を見守られての旅立ちではなかったかと思われてなりません。

振り返りますと、名誉会長の日行連でのご活躍は、まったく完璧でした。理事就任と同時に企画開発部長に選任され、高度情報化の全国の先頭に立たれ、優秀なスタッフを育ててくださいました。オンライン申請をにらんだ大切な二年間、本当にご苦労様でした。告別式には、先生の後任を勤められた福島会の渡辺会長も見えられていましたね。それにも増して、先生が本当に実力を発揮されたのは、その後に就任なされた総務部長の職でしたね。北海道に佐藤ありとの評価を確実なものとし、行政書士法の改正に向けて総務

省と対等以上に渡り合い、オンライン関連に絡む法改正に加え、本年8月から施行される法律専門職活用のための基盤整備としての法改正にひたむきに取り組まれました。新法が陽の目を見たのは、正に先生の全国のリーダーとしてのご活躍があったればこそその法改正でした。

私共は先生の背中を通してたくさんの教えを賜りました。本当にありがとうございました。先生から私たちにいただいた薫陶は、会務ばかりではなく、行政書士業務を通してたくさんの事を学ばせて頂きました。先生の仕事に対する態度は、極めて誠実でした。事務所を訪れたときに目にした、土木施工管理技士、造園施工管理技士の建設業関連の5つもの国家技術者資格、敬服いたしました。単に書類の作成テクニックに陥りがちな私共の姿勢に対する警鐘と本来の仕事の姿勢を示していただけた気がします。事業者の身になってとか、真に依頼者を理解してなど口で言うのは簡単ですが、私は、先生の仕事ぶりによって、依頼者と真摯に向き合うお手本を見た気がします。今となりましては、将来を担う後輩共々、その姿を誇りをもって語り継ぎたいと思います。

あまりにも早すぎましたが、残された立派な業績と人柄に心よりの感謝を申し上げ、又、北海道会の今後益々の気概をお約束して、送る言葉に代えさせていただきます。

どうぞ、ごゆっくりとそしてそして安らかにやすみください。

コラム ショートコラム・3

準備の都合もあり、名誉会長の御通夜に早めに斎場に到着し、斎場内の様子を見てみると喪主の奥様が一人ひとり丁寧に挨拶していましたが、中でも札幌から来られたA会員に特にゆっくりとお話していたのが印象的でした。「たぶん以前の職場が一緒だったのかなと」勝手に推測し、少し躊躇しましたが、思い切ってA会員に伺ってみました。

A会員「そうだな7歳からの付き合いだよ。付き合いといってもほとんどが年賀状だけの付き合いなんだけれどもね。一度も欠けることもなく、60年間続いたよ。」

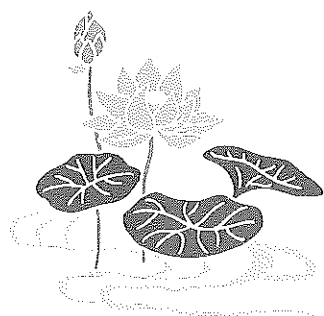
私「A会員はこちらの出身ですが？」

A会員「彼とは小学校中学校と一緒にね。その後は住むところも、仕事も重なることはなかったんだけど、年賀状だけは続いたね。」

私「いくら年賀状だけとは言え、なかなか出来ることではないですよ。義理堅いというか、友達思いなんでしょうね。しかし60年もの間ですから、生活のスタイルや状況の変化で年賀状を出せないことだってありますよね。」

A会員「そうだね、ソビエト(現ロシア)留学中も年賀状は届いていたよ。考えてみればよく続いたよね。」

皆様の自分のことを考えてみてください。義理と人情を持ち出すのは古いのかも知れませんが、「たかが年賀状」60年も続ければ「されど年賀状」だと思いませんか？こういった場合とかく功績などが取り沙汰されますが、故人のお人柄が偲ばれるととてもいいお話だと思いました。(S)



ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

旭川支部 二二一六番

佐藤 隆一

去る平成十六年五月二十七日にて永眠
(享年六十六歳)

編集後記

佐藤隆一名誉会長が突然亡くなりました。享年66歳でした。

人間この世に生を受けた瞬間から死に向かいながらも日々を精一杯生き、そしていつかはこの世を去ります。しかし志半ばでの死は、やはり無常としか言いようがありません。名誉会長は日行連の理事でありました。それで今年の京都での総会には相当の集中をなされていた様子です。さらには、自ら立法に携わった今年8月の改正行政書士法の施行を見届けることなく鬼籍に入るとは、さぞ無念であったことと察せられます。

しかし、かのヘンリー・フォードを始めとして一流と呼ばれる人々の中には「再生論者」が数多くいます。科学的には何の根拠もありません、ですが彼らが決まって口にする言葉があります。「来世のために今の世で徳を積み信念を持って生きる」ということ、結局は「自分の善良な魂は永遠に生き

続ける」という意味でしょうか。ただ自己の信念など考えたこともない私などは、何でも「明日」へ先延ばしする安穩な毎日を過ごすのみです。

ところが仕事で他人のご不幸に携わるときは、つくづく「遺言」を始めとした整理整頓を「今からきっちりしておかなくては」と、つい考え込んでしまうものです。

さてさて、この散らかった机の上来世に備えて書類を積み重ねるのではなく、整理整頓してから今月の編集後記を終了としましょうか。

2004.6.第263号

平成16年6月25日発行

発行人 深 貝

編集人 斉 藤 秀

亨 一

発行所 北海道行政書士会

印刷所 (株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)

北洋銀行本店 (普0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普0570344)

札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要

(名)

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,425				+ 16	+ 2
男性	1,314	女性	111		

平成16年5月末日現在

次号の記事の締切は6月末日です。